

## 第2次桜井市地域公共交通総合連携計画の概要

### 1. 概要

平成26年3月31日作成

平成26年3月31日公表

### 2. 第2次桜井市地域公共交通総合連携計画の区域

桜井市内全域を基本とし、広域路線に関わる部分においては隣接市村も対象とする。

### 3. 第2次桜井市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

- ・ ニーズに応じた多様な手段による移動の確保
- ・ 市民・企業の参画と協働のもとに、利便性の高いサービスの提供
- ・ 持続可能となるシステムの構築

### 4. 第2次桜井市地域公共交通総合連携計画の目標

- ① 交通空白地域における公共交通等による移動の確保
- ② 近隣市町村と連携した効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編
- ③ 来訪者の観光利用にも便利な回遊路線の設定と情報提供
- ④ モビリティ・マネジメントの推進＝車から公共交通への利用転換
- ⑤ 持続可能な運行システムや住民・企業参加のしくみづくり

### 5. 事業の概要及び事業の実施主体

桜井市コミュニティバスの運行（桜井市）

デマンド型乗合タクシーの運行（桜井市）

### 6. 計画期間

平成26年度～平成28年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有

設立年月日：平成21年2月12日

名称：桜井市地域公共交通活性化協議会

構成員：桜井市 副市長（会長）、奈良交通(株)乗合事業部 部長  
（社）奈良県バス協会 専務理事、奈良県タクシー協会 専務理事、  
（社）奈良県タクシー協会桜井部会 部会長  
桜井市自治連合会 会長、（社）桜井市社会福祉協議会 会長  
桜井市老人クラブ連合会 会長、近畿運輸局奈良運輸支局長 支局長  
奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長、  
奈良県県土マネジメント部地域交通課 課長  
奈良県桜井土木事務所 所長、奈良県桜井警察署 署長

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

平成25年度第5回桜井市地域公共交通活性化再生会議（平成26年2月20日）にて協議済み。

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

桜井市地域公共交通活性化再生会議（法定協議会）の構成員に、住民又は利用者の代表として「桜井市自治連合会長」、「（社）桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」の代表者から意見を反映して本計画を作成した。

10. その他

- ・法第7条による提案の有無

無

- ・送付時点において国の支援制度を想定している内容

平成27年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）